

猪苗代湖流域の魅力発信映像貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県生活環境部水・大気環境課（以下「水・大気環境課」という。）が保有する次の各号に示す猪苗代湖流域の魅力発信に関する映像を格納したDVD等（以下「DVD等」という。）を、猪苗代湖流域の魅力発信等を目的に貸し出すことに関し、必要な事項を定める。

- (1) 猪苗代湖流域の魅力～猪苗代湖誕生のヒミツとは～
- (2) 猪苗代湖流域の魅力～生態系が伝える自然環境について～
- (3) 猪苗代湖流域の魅力～豊かな水環境と水生植物の花々～
- (4) 猪苗代湖 水質変化に迫る

(貸出方法)

第2条 貸し出しを受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、「貸出申請書」（様式第1号）を福島県生活環境部水・大気環境課長（以下「水・大気環境課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
 - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (4) その他、水・大気環境課長が適当と認めたとき。
- 2 水・大気環境課長は、前項の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を承認するものとする。なお、その際、水・大気環境課長は使用方法やその他について、必要に応じ条件を付すことができる。
- (1) 猪苗代湖流域の品位を害する、又は害するおそれのあるとき。
 - (2) 猪苗代湖流域の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) DVD等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (6) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。
 - (7) その他、水・大気環境課長が不適切と認めたとき。
- 3 水・大気環境課長は、前項の規程による承認をするときは、「貸出承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第3条 使用料は、無料とする。

(使用条件等)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる使用条件を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は映像を貸出申請書に記載した使用目的以外の用途に供してはならない。
- (2) 利用者は、返却期限を遵守しなくてはならない。
- (3) 利用者は、善良な管理者の注意を持って映像を取り扱わなければならない。
- (4) 利用者は、著作物（DVD等）の複写、転貸及び加工・修正（合成、変型、色変換などの画像処理も含む）を行ってはならない。
- (5) 利用者は、貸出を受けたDVD等を返却する際に、利用実績等を水・大気環境課長に報告しなければならない。

(承認の取り消し)

第5条 水・大気環境課長は、DVD等の使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消し通知があった日以降、直ちにDVD等を返還しなければならない。
- 3 前2項の規程は、第3条第1項により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第6条 前条の規定により、DVD等の貸出承認を取り消した場合、貸出承認を受けた者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。

- 2 利用者は、DVD等の使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対して全責任を負い、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上的一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、DVD等の使用に際して故意、又は過失により福島県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、DVD等の使用に関する必要な事項は、水・大気環境課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月6日から施行する。